最終更新日：2015年12月11日
ソフトバンク・テクノロジー株式会社
代表取締役社長 CEO 阿多　親市
問合せ先：03-6892-3063
証券コード：4726
http://www.softbanktech.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは、「情報革命で人々を幸せに ～技術の力で、未来をつくる～」を理念として掲げ、ICTサービス事業を展開しています。株主をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努め、豊かな情報化社会の実現に貢献することを通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指します。そのためには透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを適切に整備することが必要不可欠であり、継続的にコーポレート・ガバナンスの充実を図る所存です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4】（議決権の電子行使等）
現状では、当社の株主における海外投資家から議決権行使に関する特段のご不満をお聞きしていませんが、今後の海外投資家の比率の推移や各種の手続・費用等も勘案し、合理的と判断した場合は、あらためて採用を検討いたします。なお、招集通知の英訳は、招集通知の一部について既に実施し、当社のウェブサイトに公表しています。全部の実施につきましても、議決権の電子行使と同様に検討してまいります。

【原則3－1】（資本政策の基本的な方針）
社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任については、個々の略歴、選任理由および重要な兼職の状況等を株主総会招集通知に記載し説明しています。今後、すべての取締役候補者および監査役候補者についても選任理由の記載を検討してまいります。

【補充原則4－1－2】（中期経営計画達成に対する取締役会のコミットメント）
当社は、経営環境の変化が激しい中にあって、迅速かつ的確な経営判断を行うとともに、株主、投資家に当社の状況を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、中長期的な経営方針および経営課題の説明ならびに年次の業績予想の公表を行うこととしています。当社は、事業構造の変革や新規注力事業を推進しておりますが、未だ不確定要素が多く、中期経営計画を公表していませんが、取締役会は、中期的な業績目標を定め、進捗状況の確認、分析を行い、適宜、見直しを行っています。

【原則4－8】（独立社外取締役の有効な活用）
当社は、独立社外取締役を1名選任しています。独立社外取締役は、その幅広い経験と見識に基づき、会社の持続的な成長や中長期的な企業価値向上に資する適切な助言を行っています。また、社外監査役4名が、それぞれ独立した客観的な立場から、その専門的な知識や経験に基づき経営の監視を行っています。今後は、新たな分野への事業展開にあわせて、独立社外取締役の増員を図ってまいります。

【補充原則4－8－1】（独立社外取締役の情報交換体制）
当社の独立社外取締役は、現状では1名ですが、取締役会において積極的に意見を述べるとともに、必要に応じて他の取締役および監査役と情報交換・認識共有を図り、その責務を十分果たしていると考えていますので、独立社外者のみを構成員とする会合を開催する予定はありません。ただし、独立社外取締役からそのような要望があった場合には対応してまいります。

【補充原則4－10－1】（指名・報酬などに関する独立社外取締役の適切な関与・助言）
当社の独立社外取締役は、現状では1名に留まり、取締役会の過半数に達していませんが、取締役会において重要事項を決定する際に、適切な関与・助言を行っています。取締役および監査役の候補者の指名、執行役員の選任ならびに株主総会で決議された報酬等の額の範囲内における各取締役への報酬の決定方針についても、独立社外取締役が出席する取締役会において審議し、決定されます。従いまして、現状の仕組みで取締役会の機能の独立性・客観性は確保されていると考えていますが、経営陣幹部・取締役の指名・報酬等の検討に際して、今後、更に適切な形で独立社外取締役の関与・助言を得るための方法を検討してまいります。

【補充原則4－11－3】（取締役会評価の結果の概要）
現状では、取締役会の実効性の分析・評価、その結果の開示は実施していませんが、分析・評価の仕組みの検討を進めており、今後対応してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】（いわゆる政策保有株式）
「上場株式の政策保有に関する方針」
当社は、中長期的な企業価値向上の観点に立ち、業務提携や取引関係の構築・維持・強化等の事業上の必要性および投資の経済合理性等の検討を十分に行った上で、必要と判断する場合に政策保有を行います。
「政策保有株式に係る議決権行使基準」
当社は、政策保有株式の議決権の行使にあたっては、議案ごとに内容を精査し、当社の保有目的に適うものか、株主価値を毀損するものでないか等を総合的に判断した上で適切に議決権を行使します。

【原則1－7】（関連当事者間の取引）
当社は、関連当事者との取引については、通常一般の取引条件により行うものとし、当該取引が当社や株主共同の利益を害するおそれがある場合は、取締役会において取引の承認や報告することとし、適切に監督を行っています。また、取締役による競業取引や利益相反取引についても、同様に取締役会における取引の承認および取引後の報告を行うこととしています。

【原則3－1】（情報開示の充実）
当社は、下記(i)～(v)について、次のとおり情報提供を行っています。

(i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
経営理念は、当社ウェブサイトにおいて公表しています。また、経営戦略は、株主総会や決算説明会において説明を行うとともに、当社ウェブサイトにおいてその資料を提供しています。また、経営計画につきましては、東京証券取引所に提出する決算短信において、年次の業績予想を公表しています。

(ii)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、コーポレート・ガバナンス報告書および当社ウェブサイトにおいて開示しています。
本報告書「I. 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の社外取締役を除く取締役の報酬体系は、インセンティブの一つとして機能すべく、固定報酬としての基本報酬と変動報酬としての業績連動賞与およびストックオプションとで構成しています。個別の報酬額は、役員報酬に関する社内規程に従い、会社の業績、貢献度および経済状況等を総合的に勘案して、報酬諮問会議における審議を経て適正に決定されます。なお、社外取締役の報酬については独立した立場から経営の監視・監督機能を担う役割に鑑み、基本報酬のみとしています。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役候補者および監査役候補者の選任は、取締役、監査役および外部有識者などの推薦に基づき、代表取締役社長およびその指名する取締役が面談を行い、候補者が多様な経験、知識、高い専門性および見識を有しているかなどの確認を行い、意見交換・協議したうえで、監査役候補者については監査役会の同意を経て、取締役会において株主総会に付議する選任議案を決定しています。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任については、個々の略歴、選任理由および重要な兼職の状況等を株主総会招集通知に記載し説明しています。今後、すべての取締役候補者および監査役候補者についても選任理由の記載を検討してまいります。

【補充原則4－1－1】(取締役会の決議事項と委任の範囲)
取締役会は、法令、定款および取締役会規程の定めに従い、当社グループの重要な業務執行に関する事項を決定し、その他の業務執行については、職務権限に関する社内規程に基づき業務執行取締役および執行役員等にその権限を委任しています。

【原則4－9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
独立社外取締役等の独立性判断基準については、当社ウェブサイトにおいて開示しています。
http://www.softbanktech.co.jp/corp/ir/upload_file/management_03_KS/20151125_shagai.pdf

【補充原則4－11－1】(取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方)
取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、社外取締役については、企業経営者、有識者などを、経験・見識・専門性を考慮して1名以上選定することとし、また社内取締役については、当社の各分野の業務執行をカバーできるバランスを確保しつつ、その経験・見識・専門性などを踏まえ、的確かつ迅速な意思決定が行えるよう、適材適所の観点より総合的に評価・判断して選定します。取締役会の規模については、適正に配置した執行役員への権限委譲を前提として、意思決定の迅速化を図るための取締役会の簡素化と適切な審議、執行の監督を行うために必要かつ、適切な規模とし、定款において9名以内と定めています。

【補充原則4－11－2】(取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況)
社外取締役1名および社外監査役のうち3名は他の上場会社の役員を兼任していますが、その数は合理的な範囲であり、当社の取締役・監査役としての役割・責務を適切に果たすことができるものと考えています。また、取締役および監査役の、他の上場会社の役員以外の兼任についても同様となります。取締役および監査役の重要な兼任の状況は、事業報告、有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンス報告書等を通じて、毎年開示しています。

【補充原則4－14－2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)
当社は、取締役および監査役が、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としています。
取締役および監査役は、ソフトバンクグループ全体で開催される定期的な役員研修や当社が加盟する団体等の主催する外部セミナー等に積極的に参加することで、必要な知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めています。

【原則5－1】(株主との建設的な対話に関する方針)
当社は、株主との対話について責任者および担当部署を定め、IR担当取締役と経営企画部がその任に当たることとします。また、財務経理、法務、総務等の各部署が、経営企画部と日常的な情報交換および決算等の開示・説明の際に各々の専門的見地に基づく意見交換を行い、株主との対話を補助する有機的な連携体制を構築します。当社は、株主・投資家に当社の事業に対する理解を深めていただくために、決算説明会の開催、投資家からの電話取材やスモールミーティングの実施、当社ウェブサイトを通じた情報提供等により対話の充実を図ることとし、そこで寄せられた意見・懸念は、取締役会や経営陣に適宜報告を行います。これらの活動に際して、未公表の重要事実の取扱いについては、インサイダー取引防止に関する社内規程に従い適切に管理し、公平な情報開示を徹底します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ソフトバンク株式会社	5,367,500	50.35
ザ バンク オブ ニューヨークージャスディック トリーティー アカウント	240,500	2.25
シービーエヌワイ チャールズ シュワッブ エフビーオー カスタマー	211,700	1.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	160,000	1.50
ビービーエイチ フオー フイデリテイ ロープライスド ストツク フアンド(プリンシパル オールセクター サブポートフオリオ)	147,900	1.38
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	126,500	1.18
石川 憲和	120,000	1.12

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	63,100	0.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	55,300	0.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口３）	54,200	0.50

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	ソフトバンク株式会社 （上場：東京）（コード） 9984

補足説明

ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーから、2015年４月３日付（報告義務発生日：2015年３月31日）にて提出された大量保有報告書の変更報告書により、同社が当社株式730,600株を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。
当該大量保有報告書の変更報告書の内容は次の通りです。
大量保有者　ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー
住所 米国カリフォルニア州90404、サンタモニカ市、クロバーフィールド・ブルヴァード 1601、スイート5050N（1601 Cloverfield Blvd., Suite 5050N, Santa Monica, CA 90404, USA）
保有株券等の数 株式　730,600株
株券等保有割合 6.85％

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	３ 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社であるソフトバンク株式会社との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する方針は次のとおりです。

１．親会社との営業取引について
当社の親会社に対する売上の依存度は低く、他の取引相手先同様に、案件に対する原価に販売費および一般管理費、適正利益、市場動向等を勘案して、販売価格を決定しております。また、価格条件の算定及び決定についても、他の取引先と同様であります。

２．親会社との営業外取引について
親会社との営業外取引としては、当社の余剰資金の一定範囲内における運用として、親会社に対して貸付を行うことがあります。当社の余剰資金の運用については、安全性・流動性を最重要視した上で、より有利な条件で効率的に運用することを基本方針としております。これまでソフトバンク株式会社から提示された条件は、この基本方針に合致するものであり、その結果として同社への貸付を行っております。

３．親会社との人的関係について
親会社の関連事業室長1名が、当社の社外監査役を兼務しておりますが、その高い識見と豊富な業界情報・知識を当社の経営に活用すべく、当社が招聘したものであります。

こうした取引等の決定プロセスや内部管理体制により、少数株主保護の体制は維持されていると判断しております。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社からの独立性確保に関する考え方及びそのための施策
当社の親会社であるソフトバンク株式会社が定めた「ソフトバンクグループ憲章」において、ソフトバンクグループ会社は、グループ全体の企業価値の最大化を鑑みながら、自主独立の精神のもと、それぞれが各自の企業目的の達成を目指すものとされております。また、ソフトバンク株式会社は、各グループ会社における企業目的を調整し、目的達成度を監査するとともに、目的達成のための援助その他必要な措置をとることにより、グループ全体の求心力の中心としてその企業価値の最大化を実現するものとすると定めております。したがいまして、経営において、当社の独立性は十分に確保されております。取引におきましても、グループ内企業はグループ外企業と常に同等の業務関係を維持することを基本方針としており、この方針に沿った運営を心がけております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三木　雄信	他の会社の出身者		△	△				△	△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三木　雄信	○	―	過去に当社監査役を務め、当社の事業内容等に精通しており、またIT業界に関する幅広い経験および見識を有していることから、社外取締役として適任であると判断いたしました。 なお、三木雄信氏は当社の親会社および兄弟会社が属するソフトバンクグループにおいて2006年まで業務を執行しておりましたが、出身会社を退職してから相当な期間が経過し、またその間公的機関等において独立して活動を行っており、出身会社の意向に影響される立場にないと考えております。その他にも、同氏について、当社との間で独立性が疑われるような属性等はありませんので、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は、四半期決算、通期決算の後、監査結果について監査役会に報告し、意見交換しております。また、監査役は監査計画に基づいて実施した監査について、必要に応じて会計監査人に報告しております。
当社内部監査部門である内部監査室は、年度監査計画の立案時に監査役に意見を求めることとしており、また監査結果は適宜監査役に報告され、その後の活動について協議しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上野　光正	公認会計士													
廣瀬　治彦	公認会計士													
中野　通明	弁護士													
三村　一平	他の会社の出身者			○		○				○	○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上野　光正	○	―	公認会計士としての専門的な知見ならびに財務および会計に関する豊富な経験を有しており、当社監査役として適任であると判断いたしました。なお、東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
廣瀬　治彦	○	―	公認会計士としての専門的な知見ならびに財務および会計に関する豊富な経験を有しており、当社監査役として適任であると判断いたしました。なお、東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
中野　通明	○	―	弁護士としての企業法務に関する専門的な知見および豊富な経験を有しており、当社監査役

			として適任であると判断いたしました。なお、東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
三村　一平		ー	親会社であるソフトバンク株式会社における財務およびグループ経営に関する豊富な経験を有しており、当社監査役として適任であると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

報酬等の一部は業績評価に基づいて支給されます。また、業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を通じて株主の皆様の利益向上を実現させることを目的としてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社取締役および従業員ならびに当社子会社取締役および従業員に対し、業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を通じて株主の皆様の利益向上を実現させることを目的としてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等（対象人数および総額）
取締役7名　110,311千円
（注）取締役の報酬等の限度額 年額 400,000千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、「役員報酬規程」に従い、各取締役の業績貢献度に基づき、報酬諮問会議の審議を経て、適正に決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役に対しては、内部監査室が監査計画立案時より連携をとっており、監査結果についても常に情報交換も行っております。また、各社外役員に対する、取締役会の案内、議案資料等の配布等は法務部門が行い、月次決算をはじめ決算関連データについては財務経理部門が提出し、説明を行い、また契約関連についても法務部門が説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、会社法に基づき取締役会及び監査役会を設置するとともに、執行役員制度を採用しており、現行の経営体制は、取締役7名、執行役員10名(うち取締役兼務者6名)、監査役4名であります。当社の取締役は9名以内とすること及び任期は1年とすることを定款で定めております。また、取締役のうち社外取締役は1名、監査役は全員社外監査役であり、独立した視点から経営監視を行っております。
　当社のコーポレート・ガバナンス体制において重要な役割を担うものとして、経営課題検討会議とコーポレートオフィサー会議が設置されております。経営課題検討会議は、代表取締役社長を除いた社内取締役で構成され、法令遵守や企業倫理などコンプライアンスの確保とコーポレート・ガ

バナンス上の問題点、長期的視点での経営課題等が審議されます。コーポレートオフィサー会議は、原則として毎週開催され、執行役員等によって日常の事業活動における課題と事業戦略等が審議されます。また、連結子会社におきましては、当社執行役員等が取締役及び監査役として経営課題等について検討するなど、当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスについて理解と徹底をはかっております。さらに、報酬諮問会議は社外有識者を含めて構成され、取締役の報酬制度や水準について審議されております。

なお、会計監査の状況は次のとおりです。
当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツ及びその業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はなく、当社は、同監査法人との間に、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結し、それに基づいて報酬を支払っております。当社の監査業務を執行した公認会計士は、業務執行社員の望月明美氏及び朽木利宏氏であり、共に当社の監査に関与している期間は7年以内であります。なお、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他9名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営環境の変化や新たな事業領域への進出に対して迅速かつ的確な意思決定を行い、それとともに業務執行の監督機能と取締役会における相互牽制機能強化を両立していくために、当社業務に精通した社外取締役1名を選任しております。また、経営に関する機能を分担して、意思決定権限と責任の明確化及び業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。なお、取締役会には、豊富な職務経験を有する社外監査役が常に出席して、適法性及び妥当性の観点から意見を述べるとともに、監査役会としての意見をまとめて定期的に社長に対して提出しており、経営監視機能を果たしております。
以上により、当社のコーポレート・ガバナンスは有効に機能していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご出席いただけるよう、従来より集中日を回避して開催日を設定しております。
その他	当社は、招集通知および決議通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示の基本方針、開示方法等を当社ウェブサイトに掲載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、中間および期末決算発表の翌日に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券（四半期）報告書、決算短信、四半期財務業績の概況、株主通信、決算説明会資料、ニュースリリースを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	従業員に対しては、社内での各種会議の機会に決算説明を実施しており、また、財務諸表をはじめとする決算情報、ニュースリリース、催事、イベントのお知らせ等は常時当社ホームページに掲載してステークホルダーにお知らせしております。さらに、株主、投資家等からの電話やメールによる問い合わせに対しては、経営企画部がお答えしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制整備についての基本方針を以下のとおり決議しております。

■取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、「役職員コンプライアンス・コード」を基本指針として、取締役・従業員に対するコンプライアンス研修等を通じたコンプライアンス意識の高揚とコンプライアンス関連諸規程に基づく職務の執行を徹底しております。また、「役職員コンプライアンス・コード」に基づき、反社会的勢力との一切の関わりを拒絶し、これらに対する毅然とした態度と適切な対処を図るため、各種の基本契約書への暴力団等の排除条項の盛込み等社内的な整備に努めております。当社は、「内部監査規程」その他社内諸規程に基づき、定期的なモニタリングを実施し、取締役及び従業員の職務の執行に係る法令及び定款の適合性を確保しております。また、取締役会の諮問機関として社長を除く取締役をメンバーとする経営課題検討会議を設置し、中長期的な経営課題、経営執行の監督、コンプライアンスの確保とコーポレートガバナンス上の問題点等を審議しております。

■取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、株主総会議事録をはじめ、取締役会議事録、監査役会議事録、事業報告及び計算書類等について、法令、定款及び「文書保存管理規程」に基づき、所管部署によって管理しております。また、取締役の業務執行に係る文書等についても、法令及び「文書保存管理規程」等に基づき、それぞれの所管部署によって保存、管理を行っており、取締役は、従業員に対して、その周知徹底を図っております。

■損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、会社の持続的な発展や役職員等の安全確保を脅かす、外的及び内的なリスクを把握し、それに対応すべく次の対策を講じております。
・リスクを適切に認識し、管理するための規程として「危機管理規程」及び「危機管理基本ガイドライン」を策定して管理責任者を任命し、リスクの種類に応じてリスク毎の主管部署を決め、会社のリスク管理体制を整備しております。
・リスク管理に関する危機管理委員会を設置し、リスクに関する情報収集、分析、防止策等について継続して検討しております。
・重大なリスクが顕在化した場合には、緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講じます。
また、災害等の危機管理に関しては、安否確認システムの導入等により役職員等の安全確保を図っております。さらに、情報セキュリティ活動を主導するため、情報セキュリティ対策会議を設置し、情報関連諸規程に基づく情報セキュリティ体制の整備や監査及び教育を実施しております。

■取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、「取締役会規程」において取締役会の任務と運営を明確にするとともに、決議・報告すべき事項を明記しております。また、「権限規程」によって、職務権限と意思決定の適正化を図り、効率的な運営体制を確保しております。また、経営環境の変化への機敏な対応と取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を１年としております。あわせて、経営責任の明確化と意思決定・業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。

■当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、「SBTグループ憲章」を定め、当社グループ会社に共通する行動規範としております。また、グループ会社の自主性を尊重しつつ、円滑な事業運営を図るため、「関係会社管理規程」を定め、主管部門を設置してグループ経営の一体性を図っております。グループ会社の経営については、毎月当社の取締役会で事業内容の報告と重要案件に係る審議が行われます。あわせて、「コンプライアンス組織・手続規程」や「フリー・アクセス・ライン」（ホットライン）の適用範囲をグループ会社まで広げ、当社グループにおけるコンプライアンス実効性の確保に努めております。

■監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
当社は、現在、監査役の職務を補助する専属の従業員を配置しておりませんが、監査役からの求めがあるときは、内部監査室を始めとする各部門の従業員がその職務を補助します。監査役の職務を補助する従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとします。

■取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び従業員は、業務執行において法令、定款に違反する事実、及び会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、ただちに報告すること、また、取締役は上記報告義務について、その周知徹底を図ることにしております。また、取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、すみやかに報告いたします。さらに、監査役は、内部監査室から監査結果の報告を受け、追加監査や改善策の必要性を認識したときは、その指示を行うことができます。

■その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、内部監査室及び会計監査人から監査結果について報告を受けるとともに、監査の実施にあたっては、連携をとっております。また、監査役と内部監査室は定期的に連絡会議を開催しており、情報共有やそれぞれの監査実施状況の報告、その他協同監査の実施等に関して緊密なコミュニケーションを図っております。
監査役会は、会計監査人を監督し、取締役からの会計監査人の独立性を確保するため、会計監査人の監査結果については独自に報告を受けております。また、監査役は、取締役会に出席し、意見を述べるとともに、監査役会としての勧告や報告を行います。

■財務報告の適正性・信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を策定するとともに、内部統制委員会の設置・統括担当役員の任命等、内部統制を推進するための体制を整えております。さらに、金融商品取引法等の関連法令への適切な対応を図るため、財務報告に係る情報処理システム等を整備し、財務報告の信頼性の向上に取組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「役職員コンプライアンス・コード」において、反社会的勢力との一切の関わりを拒絶する方針を定め、これらに対する毅然とした態度と適切な対処を図るため、各種の基本契約書への暴力団等の排除条項の盛りこみ等の社内的な整備に務めております。反社会的勢力から不当要求などを受けた場合は、総務部および法務部が対応窓口として、警察当局、弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否することとしています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点において具体的な施策は設定しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
1. 適時開示に関する基本的な考え方と具体的な開示の方法
当社は、経営の透明性を高める積極的なディスクロージャーをコーポレート・ガバナンスの一環として重視しており、株主、投資家、取引先等あらゆるステークホルダーが適切な判断をすることができるよう、適時、適正な情報開示を行っております。
東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、「決定事実に関する情報」「発生事実に関する情報」および「決算に関する情報」については、同取引所が運営する「適時開示情報閲覧サービス」（以下TDnet）において開示し、その後、遅滞なく報道機関への発表を行うほか、金融商品取引法その他の法令・諸規則の定めに従い適切に開示手続を行っております。また、TDnetなどで公表した情報は、迅速に当社ホームページに掲載します。また、これら以外の情報につきましても、当社グループとして開示すべきと考える重要な情報は「その他の重要な情報」として積極的な開示に努めております。

2. 適時開示に関する業務の流れ
当社は、適時開示事項については、各部門から収集した情報を経営企画部、財務部、経理部、法務部が連携してとりまとめ、その内容により情報取扱責任者および情報取扱責任者が指名する複数の専門部署間で審議を行い、取締役会または情報取扱責任者の承認を経て、すみやかに情報開示の手続きがとられます。また、「その他の重要な情報」についても、その中で開示が必要と思われる事項については、上記の手続を経て開示されます。

3. 適時開示に係る社内体制と業務の流れ

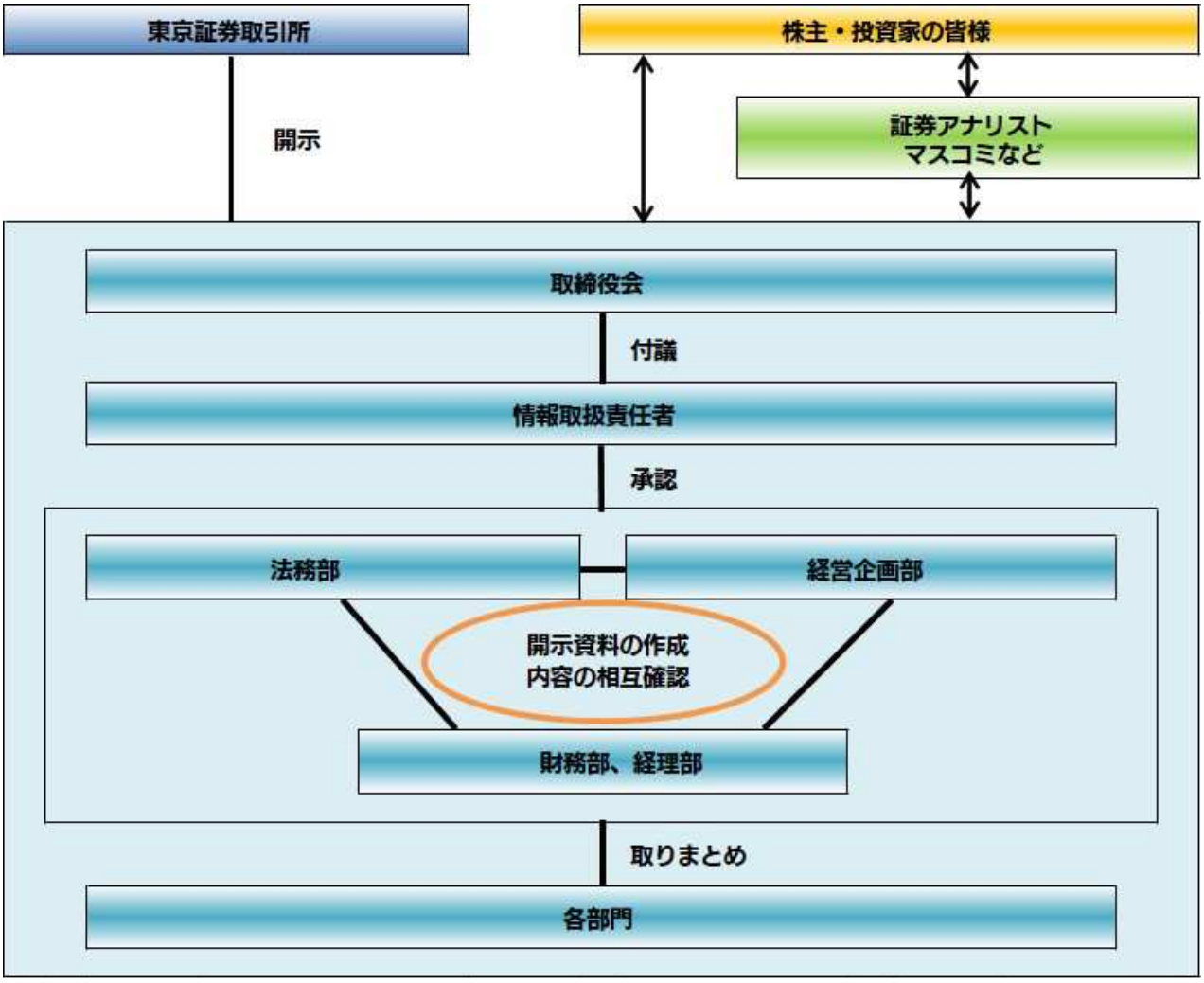

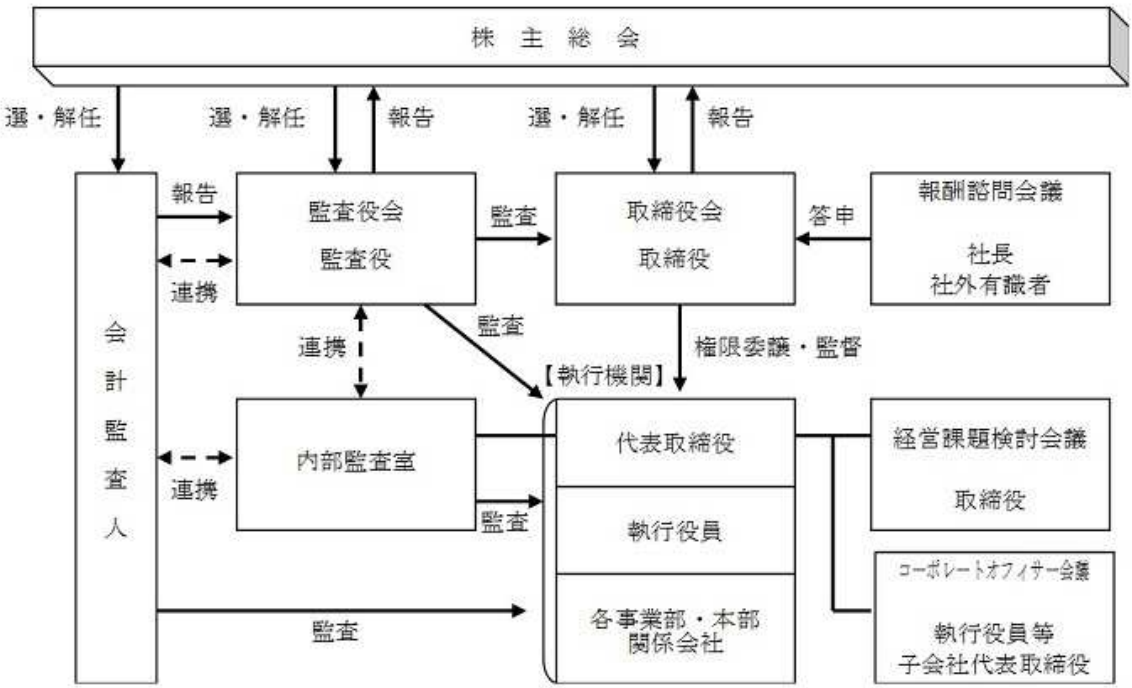
株　主　総　会
選・解任
選・解任
報告
選・解任
報告
会計監査人
報告
連携
監査役会
監査役
監査
取締役会
取締役
答申
報酬諮問会議
社長
社外有識者
連携
監査
権限委譲・監督
【執行機関】
連携
内部監査室
監査
代表取締役
執行役員
各事業部・本部
関係会社
経営課題検討会議
取締役
コーポレートオフィサー会議
執行役員等
子会社代表取締役
監査